

令和 8 年度

工 事 名 (そ-12)平瀬浄水場第3系列薬品沈澱池流量計更新工事

工 事 場 所 甲府市平瀬町437番地3 (平瀬浄水場)

工 種 電気工事

工 期 着工日から令和9年1月22日まで

浄水課 施設係

甲 府 市 上 下 水 道 局

設 計 金 額						課 長	係 長	審 査	設 計
工 事 金 額		款	41	資本的支出	節	20	工事請負費		
消費税等相当額		項	01	建設改良費	細	18	その他改良		
		目	01	施設費					
起工（変更）理由									
本工事は、平瀬浄水場の第3系列薬品沈澱池流量計（平成7年・31年経過）の更新工事を行うものである。									
工事概要									
超音波流量計（第3系列薬品沈澱池流量計 φ 1,000 1側線式）1組									

総括表

名 称	種 目 形 状	数 量	単位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
直接工事費		1.0	式				
間接工事費		1.0	式				
計	(工事原価)						
一般管理費		1.0	式				
計							
機器費		1.0	式				第1号内訳書
計							
合計	(工事価格)						
消費税等相当額		1.0	式				
計							
総計	(請負工事金額)						

甲 府 市 上 下 水 道 局

直接工事費

名 称	種 目 形 状	数 量	単位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
輸送費	東京～甲府間150 k m	1.0	式				
	精密機器						
計							
(材料費)							
材料費		1.0	式				第2号内訳書
補助材料費		1.0	式				
計							
(労務費)							
一般労務費		1.0	式				第3号内訳書
技術労務費		1.0	式				第4号内訳書
計							
(直接経費)							
機械経費		1.0	式				
計							
合計	(直接工事費計)						

間接工事費

[illegible]

甲 府 市 上 下 水 道 局

第1号内訳書 機器費

名 称	種 目 形 状	数 量	単位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
第3系列沈澱池流量計	φ 1,000 1側線式 検出器・変換器	1.0	組				
	専用ケーブル(10m)付き 耐雷機能有り						
計							

甲 府 市 上 下 水 道 局

第 2 号内訳書

材料費

名 称	種 目 形 状	数 量	単位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
電線管	SUS22	8.0	m				
電線管	F2WP24	2.0	m				
同上付属品		1.0	式				
ケーブル	EM-CEE-S 2.0sq-2C	7.0	m				
同上付属品		1.0	式				
計							

第 3 号内訳書 一般労務費

名 称	種 目 形 状	数 量	単位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
電 工			人				
計							

第 4 号内訳書 技術労務費

名 称	種 目 形 状	数 量	単位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
電気通信技術者	(据付)		人				
電気通信技術者	(単体調整)		人				
電気通信技術者	(組合せ試験)		人				
計							
						甲 府 市 上 下 水 道 局	

第5号内訳書 産業廃棄物処分費

[illegible]

甲 府 市 上 下 水 道 局

(そ-12) 平瀬浄水場第3系列薬品沈澱池流量計更新工事

特 記 仕 様 書

令和8年度

甲 府 市 上 下 水 道 局

目 次

第1章 総 則		
第1節 一般事項	-----	1
第2章 (そ-12) 平瀬浄水場第3系列薬品沈澱池流量計更新工事		
第1節 概要	-----	5
第2節 設備構成	-----	5
第3節 機器仕様	-----	5
第3章 工事仕様		
第1節 工事範囲	-----	6
第4章 試験及び検査		
第1節 一般事項	-----	6
第2節 機器の試験	-----	6

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 概 要

本仕様書は、(そ-12) 平瀬浄水場第3系列薬品沈澱池流量計更新工事に適用するものである。
本特記仕様書に特に定めない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書(最新版)」・「機械設備工事共通仕様書(最新版)」及び、日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書(最新版)」・「機械設備工事一般仕様書(最新版)」並びに甲府市上下水道局職員「以下監督員と記す」と協議の上、その指示によるものとする。

第2条 完成期限

完成期限は、着工日から令和9年1月22日とする。

第3条 法令等の遵守

1. 本工事の施工にあたり、請負者は関係法規及び、条例、規程等関係諸法令規を遵守しなければならない。
2. 下請施工体系図の作成及び提出
「甲府市暴力団排除条例の施工に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請負施工体制図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、延滞なく監督員へ提出するものとする。
なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能のものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出する。

第4条 契約等

甲府市上下水道局契約関係条例及び、その他本局の定める規程によるものとする。

第5条 疑義の解釈

1. 本特記仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、施工するものとする。
2. 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議のうえ定めるものとする。

第6条 官公庁等への手続き

本工事において監督官庁その他への手続きを必要とする場合は請負者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続きの一切を代行するものとする。尚、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

第7条 施工について

1. 本特記仕様書及び添付図面に明記していないものでも、本工事の目的並びに工事施工上当然必要なものは監督員と協議のうえ、請負者の負担で設備又は施工しなければならない。
2. 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。
3. 請負者は工事の施工にあたっては、常に細心の注意を払い、労働安全法を遵守し、公衆及び作業員の安全を図らなければならない。又、水処理施設であるので、特に衛生管理には充分注意にすること。
4. 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督員と協議し遵守しなければならない。
5. 工事場所が隣接又は同一場所において施工する別途工事と競合する場合は、相互に協議、協力して処理しなければならない。
6. 施工においては、事前に施工計画書、材料承諾申請書類、施工図等を監督員に提出し、その承諾を得てから施工するものとする。

第8条 公害の防止及び施設の保全

請負者は工事施工にあたって、付近の居住者に迷惑がかからぬよう公害の防止に努めなければならない。又、建造物を汚染し、もしくはこれらに損害を与えたときは、請負者の責任で復旧しなければならない。

第9条 特許権等の使用

本工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている機器等を使用するとき

は、請負者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第10条 現場代理人及び主任技術者

1. 請負者は、必要に応じ現場代理人及び工事現場における施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を選任し、契約締結後速やかに定められた書面により本局に提出しなければならない。
ただし、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。
2. 請負者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。
3. 現場代理人、主任技術者、使用人、労務者又は下請負者のうち、工事施工又は管理につき著しく不適当と認められる者がある場合、請負者に対し、局は事由を示しその交替を求めることができる。

第11条 委任又は下請負

請負者は、工事の一部を第三者に委託し、また請負わせようとするときは、あらかじめ書面により本局に提出しなければならない。

第12条 費用の負担

材料及び工事の検査並びに、施工に伴う調査、試験諸手続等に必要な費用は、請負者の負担とする。

第13条 契約の変更

本工事は、原則的に変更は行わないものとするが、監督員が必要と認めた場合に契約の変更を行うものとする。

第14条 賠償の義務

請負者は、工事施工の際、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法で速やかにその責を追わなければならない。ただし、天災その他通常請負者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

第15条 試験

各種試験は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」・「機械設備工事共通仕様書（最新版）」並びにその他関係規定により実施し、これに合格後動作試験を行うものとする。尚、事前に試験内容の説明及び手順書を作成し、監督員の承諾を得てから行うものとする。

第16条 検査

1. 請負者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに書面により通知し発注者の検査を受けなければならない。
 - ①工事が完成した場合（竣工検査）
 - ②工事の施工中でなければ、その検査が不可能な場合、又は著しく困難な場合（中間検査・確認検査）
 - ③部分払いを必要とする場合（出来高検査）
 - ④工事の手直しが完了した場合（手直し検査）
 - ⑤その他必要がある場合
2. 工事完了後、竣工検査及び試運転を行い、これに合格したとき工事竣工とする。
3. 検査については、本局工事検査関係例規によるものとする。

第17条 事前調査

請負者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他についての綿密な調査を行い、十分状況把握の上、工事を施工しなければならない。

第18条 工事着手

請負者は、契約締結後速やかに監督員と工事について打合せを行い、本特記仕様書及び添付図書類に基づき、工程表及び施工計画書並びに承諾図書類を作成し、本局の承諾を得ること。この承諾を得た後でなければ工事に着手してはならない。

又、打合せ事項についてはその都度、議事録を監督員に提出する。尚、本工事に使用する機器類について請負者固有の設計による製品で本特記仕様書及び添付図書類と異なる場合は、事前に理由を申し出て、本局の承諾を得なければならない。

第19条 工事対象物の管理義務

工事が完成し、引き渡し完了までの工事対象物の保管責任者は請負者とする。

第20条 工事終了後の処理

工事が終了したとき、請負者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

第21条 保証期間

本工事の保証期間は、受け渡し完了後 1 年とする。

万一、保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による故障等が発生した場合は、請負者の責任において本局が指定する期間内に修理、改造又は新品と交換を行うものとする。尚、本局運転担当者に設備の運転操作、維持管理その他について充分なる指導を行うものとする。詳細については別途協議する。

第22条 週休 2 日制適用工事

本工事は、週休 2 日制適用工事として、月単位の週休 2 日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休 2 日（土日）に取り組むことができる。

週休 2 日制の取り組みについては、施工計画書により提出すること。

取り扱いについては、令和 8 年 5 月 1 5 日から適用する「週休 2 日制適用工事实施要綱」による。

第23条 提出図書類

本工事において請負者は次の書類を提出すること。

1. 承諾図書類

部数 2 部

本工事における機器製作等については、契約締結後速やかに主任技術者等担当技術員を本局に派遣し、本特記仕様書及び設計図書類に基づき、設計、製作、施工等に関し詳細に打合せを行い、その結果をまとめて承諾図として提出し、本局の承諾を得ることとする。

承諾図書類は次のとおりとする。

- ①各機器図
- ②各機器類間の接続図書類
- ③機器配置、据付図書類
- ④工事施工計画書
- ⑤工事施工図書類
- ⑥その他関係図書類
- ⑦監督員が指示する図書類

2. 決定図

部数 2 部

上記「1.」項の承諾図を承諾返却後 1 5 日以内にまとめて本局へ提出すること。

3. 完成図書類

竣工検査用 1 部

黒表紙 金文字仕様 1 部

電子版 1 部

4. 工事写真

部数 1 部

工事写真の取扱について

- ・電子媒体により納品すること。
- ・納品時には、正副 1 部ずつを納品すること。
- ・使用する媒体は、CD-R とする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、D
VD-R の使用も可とする。
- ・電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。
(ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新の
データに更新したものを利用すること。)
- ・電子媒体には以下の情報を明記すること。

- ① 工事名称

- ② 工事場所
- ③ 契約番号
- ④ 発注者担当部署名称
- ⑤ 請負者名称
- ⑥ 作成年月
- ⑦ 何枚目／総枚数
- ⑧ ウイルスチェックに関する情報
- ⑨ C D－Rフォーマット形式
- ⑩ 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。
 - ・電子納品される写真データは、P D F形式で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。
 - ・写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。
 - ・工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。
 - ・検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。
 - ・やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。
 - ・ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

5. その他

第24条 準拠規格等

- 1. 電気事業法
- 2. 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 3. 電力用品取締法
- 4. 公衆電気通信法
- 5. 労働安全衛生法
- 6. 電力会社供給規程
- 7. 内線規程
- 8. 日本産業規格 (JIS)
- 9. 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 10. 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- 11. 日本電線工業会規格 (JCS)
- 12. 日本照明器具工業会規格 (JIL)
- 13. 日本蓄電池工業会規格 (SBA)
- 14. 工場電気設備防爆指針
- 15. その他関連法令、条令及び規格

第25条 関連事業者との協力等

請負者は工事施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図ると共に工事限界部分については相互に協力し、全体として支障のない設備とする。尚、関連事業者との取り合い部分について必要の都度、監督員と十分な協議をするものとする。

第26条 その他

本工事の施工区分は、図面及び本特記仕様書に示すとおりであるが、他工事との取合いを十分考慮して施工すること。

第2章 (そ-12)平瀬浄水場第3系薬品沈澱池流量計更新工事

第1節 概 要

本工事は、平瀬浄水場第3系薬品沈澱池に設置されている超音波式流入流量計を更新する工事である。

第2節 設備構成

1 今回設備 (第3系薬品沈澱池流入流量計)

(1) 流入流量計 (変換器・検出器)	1 組
(2) ケーブル配線及び電線管配管	1 式

2 撤去設備

(1) 流入流量計 (変換器・検出器)	1 組
(2) ケーブル配線及び電線管配管	1 式

第3節 機器仕様

1 流入流量計

(1) 超音波式流量計	1 組
-------------	-----

検出器

出力形式	4～20mA DC
測定管仕様	ダクタイル鋳鉄管 (D. I. P)
測定流体 (種類)	上水
取付方法	付属品にて取付
取付箇所	ピット内
構造	耐じん/水中型
材質	SUS304相当

変換器

測定方式	超音波パルス伝搬時間差方式 (1測線)
測定精度	RD±1%以内
測定流体 (種類)	上水
測定流体 (温度)	0℃～65℃
取付管口径	φ 1000 mm
測定範囲	0 m ³ /h～2,500 m ³ /h
管種	ダクタイル鋳鉄 (D. I. P.)
供給電圧	100～120V AC
周囲条件	使用温度範囲-10～40℃
アレスタ	耐雷機能を有すること
取付箇所	ピット内
表示機能	LCD表示器 バックライト付き
出力信号	4～20mA DC
構造	耐じん/水中型
各種機能	自己診断、上下限警報、受波異常、ゼロ補正、スパン補正
その他	付属ケーブル10m (検出器～変換器)

第3章 工事仕様

第1節 工事範囲

- 1 超音波式流量計（検出器・変換器）の製作及び据付工事
- 2 上記に伴う配線・配管工事及び試験調整
- 3 既設超音波流量計の撤去工事
- 4 既設配線・電線管撤去工事
- 5 撤去品の産廃処理
- 6 その他上記に伴う諸工事

第4章 試験及び検査

第1節 一般事項

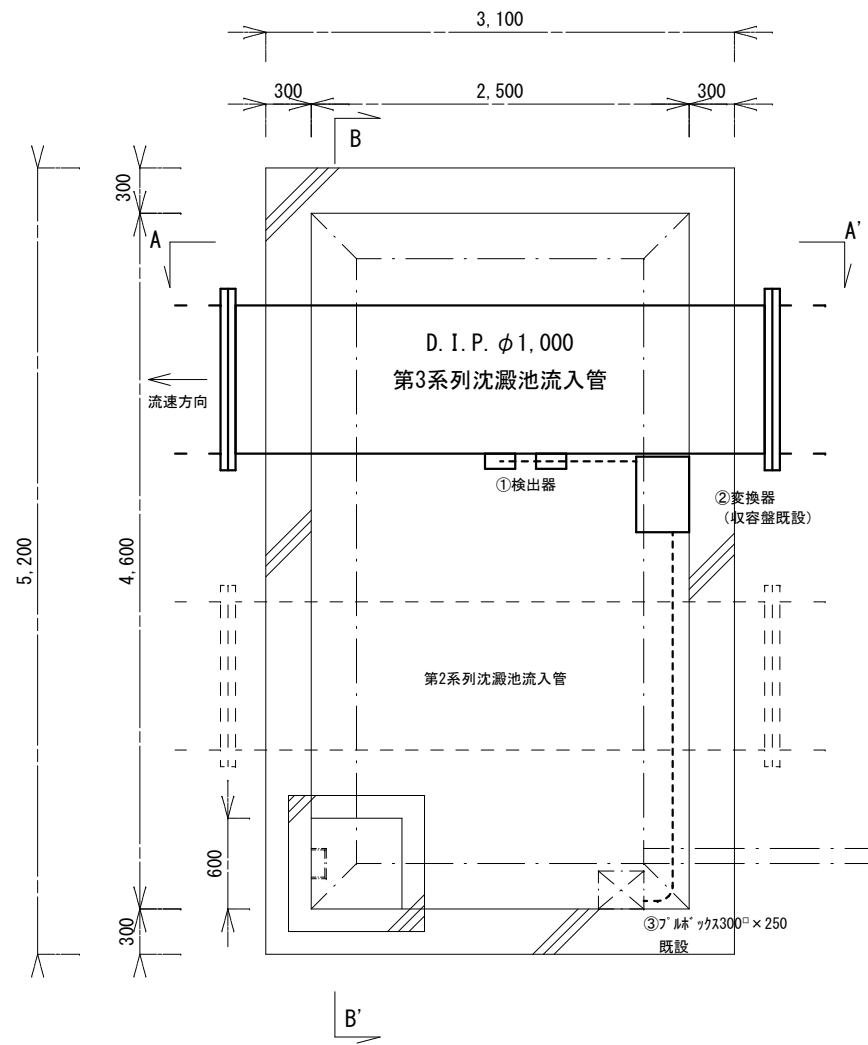
- 1 製品試験(工場検査試験)
機器の製作完了後、一般仕様書、特記仕様書、設計図書及び承諾図に基づき、下記試験及び検査を行うこと。ただし J I S 等に定められた試験法のあるものはそれに従うこと。
 - (1) 形状寸法検査（製作材料、加工及び組立の精度等）
 - (2) 性能試験
 - (3) 動作試験
 - (4) その他監督員が必要と認めた試験
- 2 現場試験
機器材料の据付及び配線工事完了後、下記の現場試験を行うこと。
 - (1) 導通試験
 - (2) 絶縁抵抗試験
 - (3) その他監督員が必要と認めた試験
- 3 雑 則
 - (1) 上記の各試験及び検査の結果、不良箇所があれば指定の期間内に手直しを行い、手直し完了後監督員立会のもとに再試験を行うこと。
 - (2) 各試験は、技術基準及びその他の関係法規に基づき行うこと。
 - (3) 立会試験については、事前に検査依頼書を監督員に提出し、承諾を受けること。
 - (4) 立会時の各試験報告書を2部監督員に提出すること。

第2節 機器の試験

- 試験及び検査は、一般仕様書、特記仕様書、設計図書及び承諾図に基づき、下記要領で行うこと。
- (1) 構造点検
 - (2) 回路試験
 - (3) その他監督員が必要と認めた試験



工 事 件 名	(そ-12)平瀬浄水場第3系列薬品沈澱池流量計更新工事				
工 事 場 所	甲府市平瀬町437番地3(平瀬浄水場)				
図 面 名	案内図,場内配置図	縮尺	1/2000	分割	1/3
甲府市上下水道局	契約番号		マイクNo.		



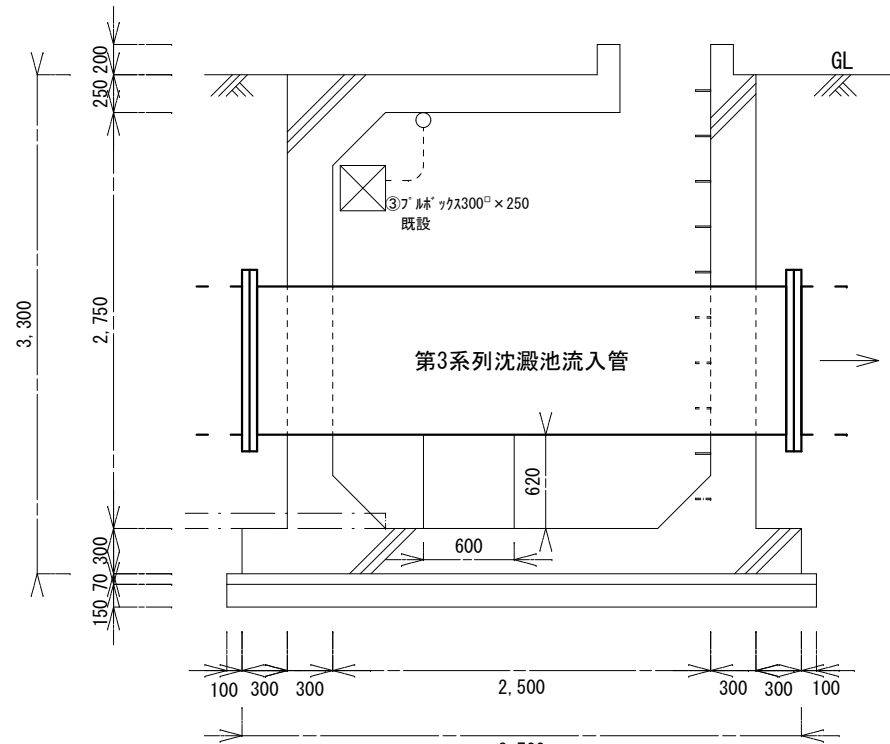
平面図

機器表

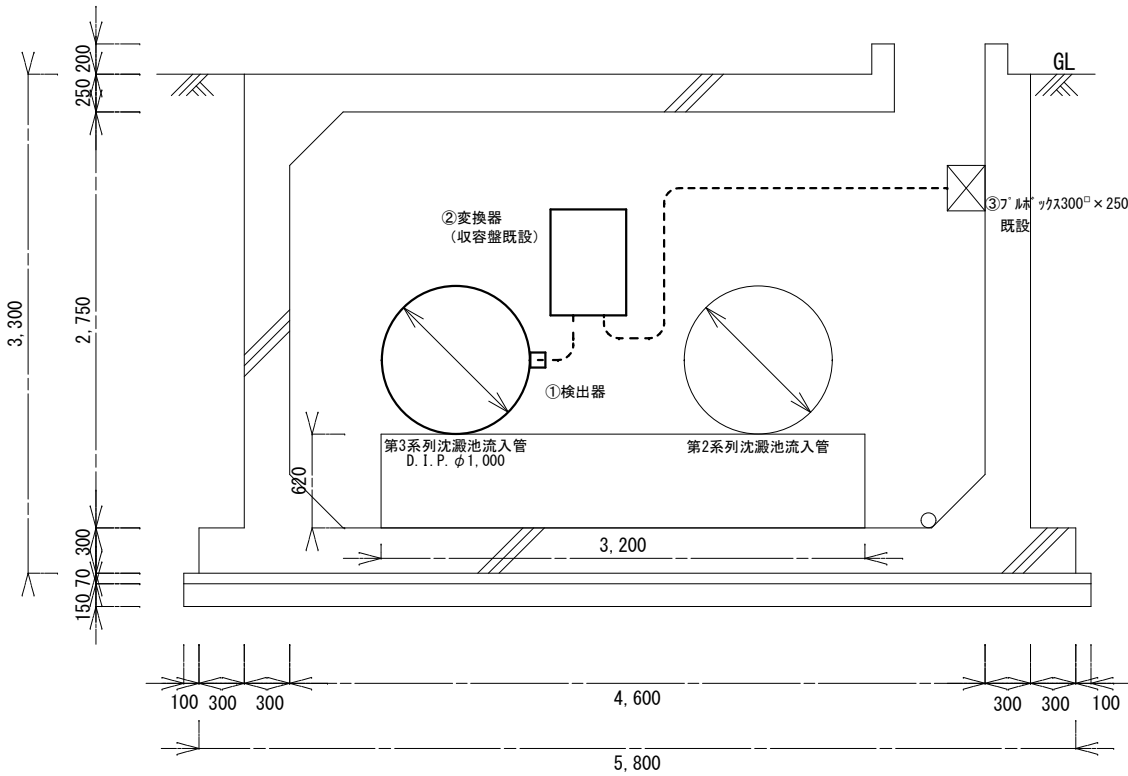
番号	名 称	備 考
①	第3系列沈澱池流量計検出器	更新
②	第3系列沈澱池流量計変換器	更新
③	ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽ (SUS製) 300□×250	既設

配線表

区間	自	至	ケーブルサイズ	接 地 線	電 線 管	備 考
①－②	第3系列沈澱池流量計検出器	第3系列沈澱池流量計変換器	専用線	－	SUS22, F2WP24	更新(電線管・電線)
②－③	第3系列沈澱池流量計変換器	ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽ (SUS製)	EM-CEE-S 2. 0□-2C	－	SUS22, F2WP24	更新(電線管・電線)



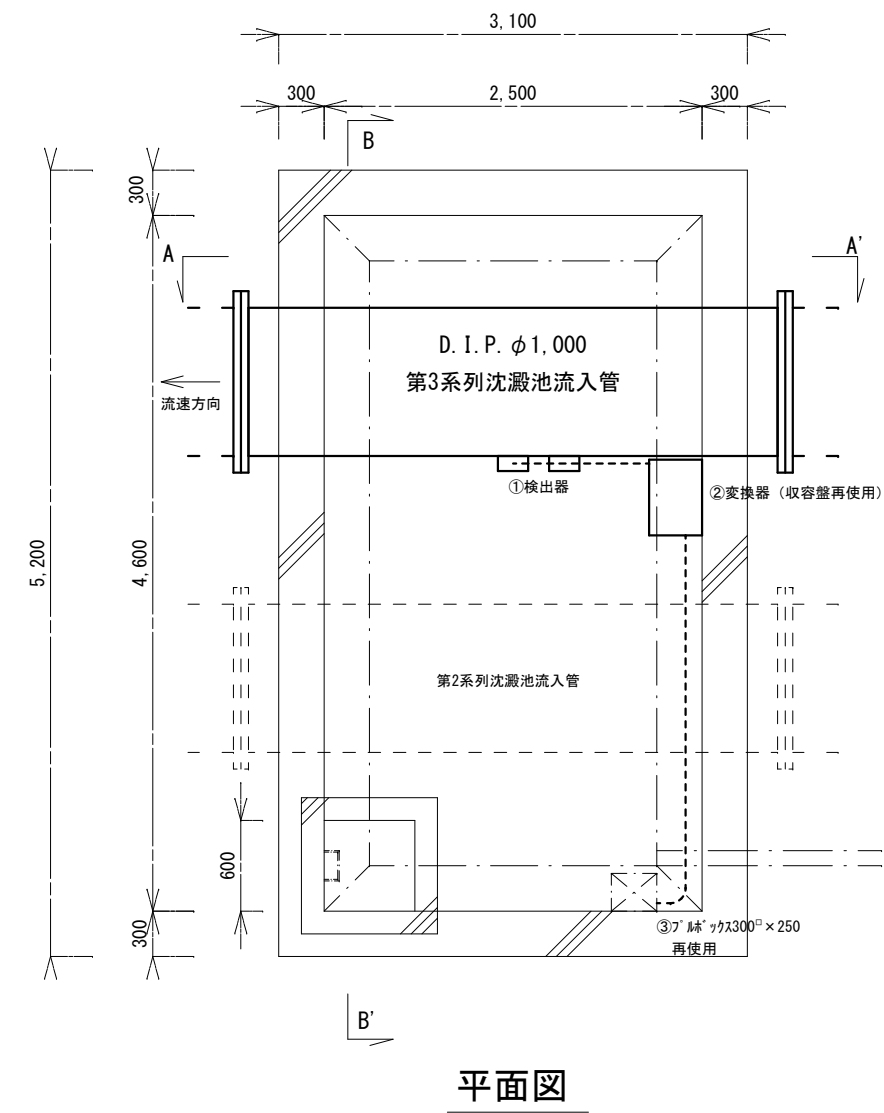
A-A' 断面図



B-B' 断面図

薬品沈澱池流量計室配線図(更新)

工 事 件 名	(そ-12)平瀬浄水場第3系列薬品沈澱池流量計更新工事						
工 事 場 所	甲府市平瀬町437番地3(平瀬浄水場)						
図 面 名	薬品沈澱池流量計室配線図(更新)	縮 尺	1/50	分 割	2/3		
甲府市上下水道局	契約番号		マイクロNo.				



平面図

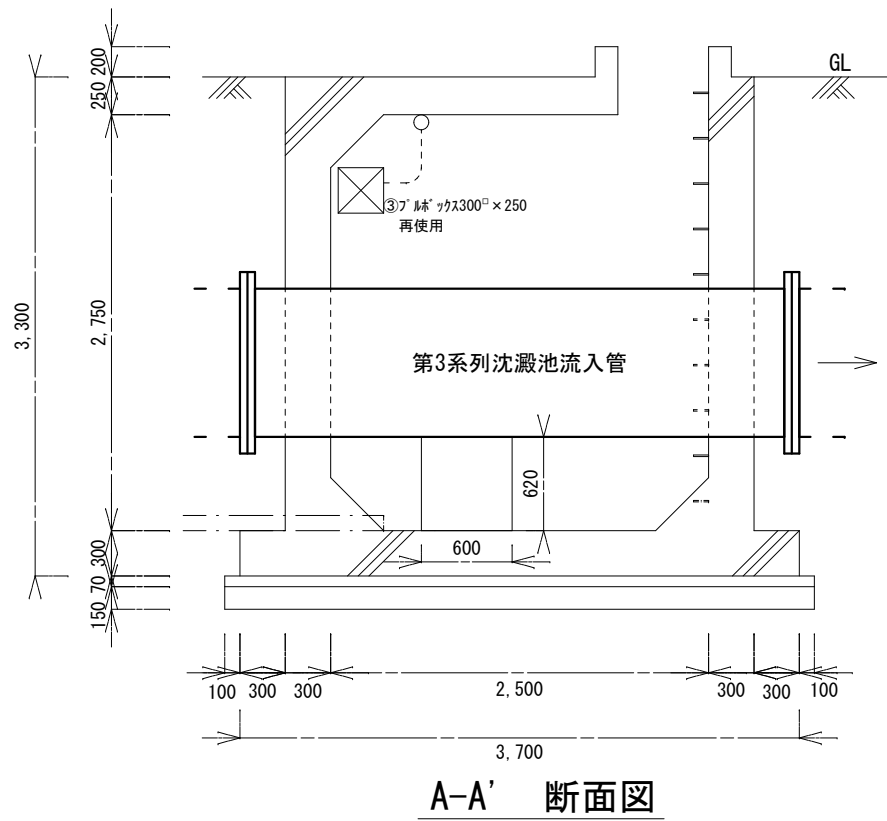
機器表

番号	名 称	備 考
①	第3系列沈澱池流量計検出器	撤去
②	第3系列沈澱池流量計変換器	撤去
③	ﾌﾟﾙｯｸｽ (SUS製) 300φ×250	再使用

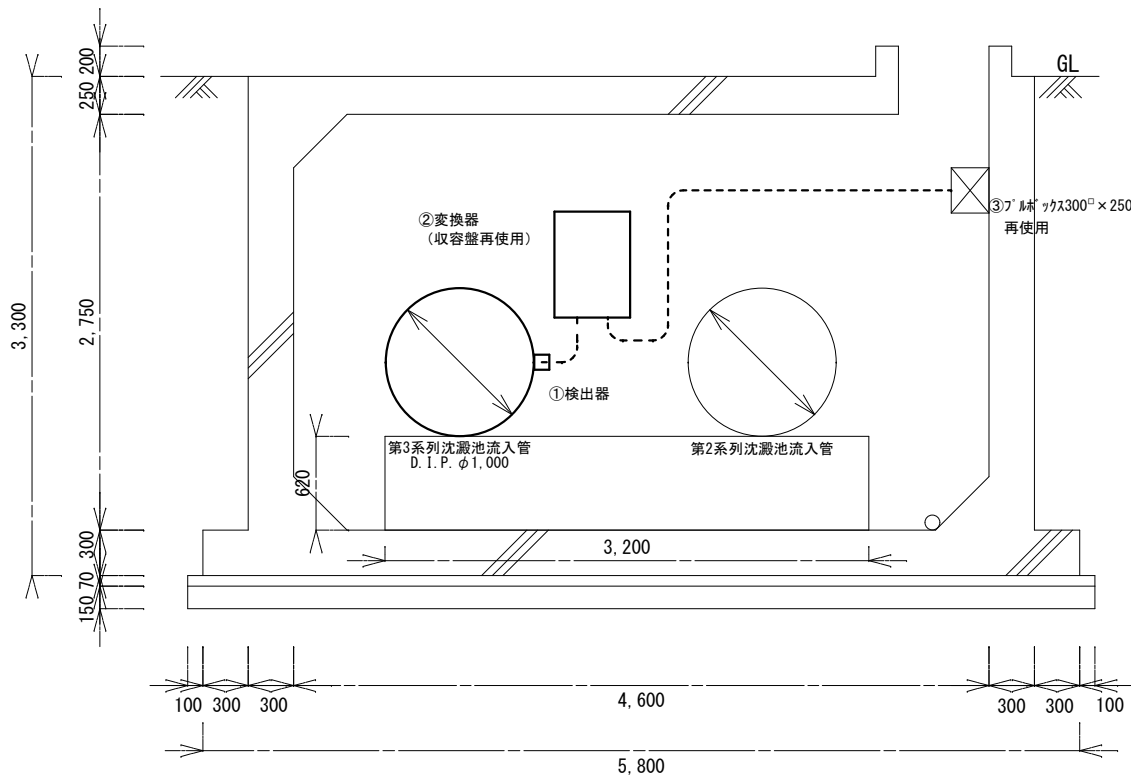
配線表

区間	自	至	ケーブルサイズ	接 地 線	電 線 管	備 考
①－②	第3系列沈澱池流量計検出器	第3系列沈澱池流量計変換器	専用線	－	G22, F2WP24	撤去 (電線管・電線)
②－③	第3系列沈澱池流量計変換器	ﾌﾟﾙｯｸｽ (SUS製)	CVV-S 2.0φ-2C	－	G22, F2WP24	撤去 (電線管・電線)

薬品沈澱池流量計室配線図 (撤去)



A-A' 断面図



B-B' 断面図

工 事 件 名	(そ-12) 平瀬浄水場第3系列薬品沈澱池流量計更新工事					
工 事 場 所	甲府市平瀬町437番地3 (平瀬浄水場)					
図 面 名	薬品沈澱池流量計室配線図 (撤去)	縮 尺	1/50	分 割	3/3	
甲府市上下水道局	契約番号			マイクドNo.		